

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を改正する規程

第1条 京都市交通局企業職員旅費支給規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(旅費支給の特例) 第11条の2～4 (略)	(旅費支給の特例) 第11条の2～4 (略)
<新設>	<u>第11条の5 風水害その他非常災害を原因とする別に定めるやむを得ない事由により、職員（京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の2第1号に掲げる者）が、常例として通勤している方法及び経路と異なる方法及び経路で旅行したときは、別に定めるところにより、当該職員に対し、<u>鉄道賃及び車賃（私有車利用を除く。）を支給することができる。</u></u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)